

# 第 4 回

## 第Ⅲ期

ホームレスの自立支援等に関する

推進計画策定委員会

会議録

平成27年9月7日

午後 1 時30分開会

○岡部委員長 本日はお忙しい中、第4回策定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。時間となりましたので、これから始めたいと思います。

本日の委員会は、生活困窮者自立支援法の施行の関係でこれまで延期となっておりました。計画案のご審議をいただくことを目的として開催しております。限られた時間内で数多くの議論をしていただくこととなっておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、資料の確認をお願いします。

事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 こんにちは。生活福祉課長の関原でございます。本日はよろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

まず、資料につきましては、事前にお送りさせていただきました資料1から11までがございます。まず、今日お持ちいただけなかった場合にはこちらのほうにお申しつけください。

続きまして、本日、机前にお配りさせていただきました資料でございます。まず、本日の次第が1枚ございます。それから、事前に皆様からお寄せいただきました素案たたき台へのご意見というものが5名の方からいただいております。5部あるかと思っております。それから、A4の横とじで、ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画第3次新旧対照表というものを配らせていただきました。こちらにつきましては、本日付で東京都の実施計画の第3次計画について一部改正がなされるということでお伺いできましたので、机前のほうで新旧対照という形でお配りさせていただいたものです。

なお、事務局のほうで確認いたしましたところ、せんだってお送りしました資料10でご案内をした東京都が考えている「改正の対応について」に基づいて改定がなされていることと確認しているところでございます。

以上、お手元に資料がない方につきましてはお申しつけください。お願いいたします。

○岡部委員長 続いて、録音について、事務局、ご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 続きまして、お願いがございます。こちらの策定委員会につきましては、会議録を作成させていただきたいと思っておりますので録音させていただきます。ご了解いただきますよう、お願いいたします。

これに伴いまして、ご発言の際は、お手元のマイクのボタンを押していただきまして、押していただきますとこのように緑のランプがともります。発言が終わりましたらもう一度

「発言」というボタンを押していただきますとランプが変わりますので、そのような形でご発言をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○岡部委員長 ありがとうございます。

では、次第に沿って始めさせていただきます。

まず、定足数と会議成立についてご確認をお願いいたします。

お手元の資料1、委員会の設置要綱の第6条第2項をご覧ください。策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができないことになっております。第Ⅲ期推進計画策定委員会の委員は9名ですので、5名出席で会議成立となります。

事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 本日は事前にご欠席のご連絡をいただきました大西委員がご欠席でございますが、そのほかの皆様、8名の委員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

○岡部委員長 では、会議が成立ということですので、会議の進行を進めたいと思います。

次に、お手元の資料2、委員名簿をご覧ください。鈴木副委員長と岩田委員のご所属が変更となりました。鈴木副委員長、岩田委員、一言お願いいたします。

○鈴木副委員長 ただいまご紹介いただきました鈴木でございます。今年の8月3日にこれまでの自立支援センター港寮から新しく新宿寮のほうへ引っ越しといいまじょうか、異動といいまじょうか、ありました。これまでの経験、あるいはこれからの考え方を含めて、こういう場でお話ができればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○岡部委員長 ありがとうございます。

では、岩田委員、お願いいたします。岩田委員、日本女子大学を退職されて名誉教授になられております。所属変更ということになります。

では、新宿区の関係職員の異動があったとのことですので、事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 では、異動を含めまして、改めまして職員のご紹介をさせていただきます。

まず、福祉部長の小池でございます。

○福祉部長 小池です。よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉部参事地域福祉課長の赤堀でございます。

○地域福祉課長 赤堀です。よろしくお願いいたします。

○生活福祉課長 福祉部保護担当課長の村上でございます。

- 保護担当課長 村上です。よろしくお願いします。
- 生活福祉課長 生活福祉課のほうの担当の係長のご紹介も一緒にさせていただきます。生活福祉課相談支援係長の高頭でございます。
- 相談支援係長 高頭です。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 施設援護係長の藤掛でございます。
- 施設援護係長 藤掛です。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 続きまして、関連の深い部ということで、みどり土木部みどり公園課長の小野でございます。
- みどり公園課長 小野です。よろしくお願いします。
- 生活福祉課長 続きまして、交通対策課長の小俣でございます。
- 交通対策課長 小俣です。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 続きまして、交通対策課監察指導係長の女川でございます。
- 監察指導係長 女川です。よろしくお願いいたします。
- 生活福祉課長 以上でございます。

よろしくお願いいたします。

- 岡部委員長 ありがとうございます。

では、議事次第に入ります前にこれまでの計画策定に関わる経緯について整理をしてから本日の主題の素案の審議に移りたいと思います。

計画の策定ですが、この計画の根拠法に当たるホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が平成24年度に5年間の期間延長が決まり、平成25年7月に国のホームレスの自立の支援等に関する基本方針が改定されました。また、新宿の第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画が平成25年度中に期間満了となることから、当初、平成25年度中の改定・答申を予定しておりました。

そこで、第1回会議を平成25年8月2日に開催し、委員の委嘱とこれまでの新宿区の取組状況等を振り返り、改定ポイントと4つの方針からなる策定方針を定めました。改定ポイントは次の3つです。

- ・固定・定着化が進む高齢者層に対する支援
- ・若年層に対する支援
- ・再路上化への対応

また、策定方針は次の4点です。

- ・第Ⅱ期推進計画を原則として継承する
- ・国や都の動向、新宿区の地域特性を踏まえて策定する
- ・「見えないホームレス」について、課題を整理する
- ・自立支援センター等の現状も含めて、第Ⅱ期推進計画の問題点、課題を整理して、P D C Aサイクルにより検証、改善する

次に、第2回会議を平成25年10月22日に開催し、素案の方向性について重点6項目を整理しました。また、第Ⅲ期推進計画は、第Ⅱ期を基本的に継承することを確認しました。そこで、第Ⅱ期をベースにして重点6項目の整理に沿った素案をまとめる予定でしたが、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が公布されることになりました。

このため、同じ年の7月に改正された国の基本方針が平成27年3月をめどに再度改定されることとなり、東京都の実施計画の改定も大幅にずれ込むことになりました。

また、この時点でホームレス対策と生活困窮者自立支援法の関係について、国の明確な説明がない状況でした。

そこで昨年度、平成26年8月4日の会議では一旦作業を中断し、素案の第Ⅱ章と第Ⅲ章の速報値版でこれまでの進捗の確認を行い、国や東京都の動向が明らかになり次第、作業を再開することになりました。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、その直前に国の基本方針の再改定が公表されました。その基本方針で、今後、ホームレス対策は特別措置法の趣旨を生かしながら生活困窮者自立支援法で行うことが明らかとなりました。

以上の国の動向を踏まえて、東京都が実施計画の修正に取りかかり、このたび大筋が見えてきました。そこで、第Ⅱ期推進計画をベースに最新のホームレス状況やこれまでの区の取組状況及び生活困窮者自立支援法等の反映について素案のたたき台となるものを事務局が整理し、本日、素案についてご審議いただく運びとなりました。

これまでの経緯については以上です。

ここまでの説明について何かご意見がありますか。まず皆様のご意見をいただければと思います。

なお、生活保護法とホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、さらに新たに生活困窮者自立支援法という3つの法律が主としてホームレスの方々の支援にかかわり、極めて入り組んだ状態になってきております。また、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は時限立法ですので、失効後はどうなるか、また延長するのか、今後の推移を

見なければならない状況です。それを踏まえて今回ある程度、三者の関係について、生活困窮者自立支援法の施行に伴い整理されていますので、改めて今回この計画というものを  
ご提示させていただき、皆さんにご検討していただくことになった次第です。よろしいで  
しょうか。

それでは、議題の2の(2)、素案についてです。この素案は、第Ⅱ期と同じく第5章と  
資料編から成っております。

まず、第Ⅰ章について、事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 では、お手元に資料4の第Ⅱ期と第Ⅲ期たたき台の新旧対照表というものが  
ございます。それから、たたき台の第Ⅰ章、計画改定の基本方針、資料5の中の第Ⅰ章を  
お手元にご用意いただきたいと思えます。

資料4のほうで全体像をご説明させていただきますが、第Ⅰ章のところは、計画改定の基  
本方針と計画期間を取りまとめている章立てでございます。第Ⅲ期におきましては、改定  
の基本方針といたしまして、先ほど委員長のご説明にありまして、第Ⅱ期推進計画  
を基本的に継承するという考え方でございます。

生活困窮者自立支援法施行等を踏まえまして、3つのポイントを中心として改定してま  
いりたいと考えております。

まず1点が、固定・定着が進む高齢層に対する支援、2点目といたしまして、若年層に  
対する支援、3点目といたしまして、再路上化の防止、この3つのポイントを中心といた  
しまして改定していきます。

また、「見えにくいホームレス」も対象に加える。さらに、ホームレスの3つのタイプ別  
の支援については引き続き実施するという考え方でございます。こちらの考え方を第Ⅰ章  
のたたき台のほうで3ページから4ページのほうに整理をさせていただいているものでご  
ざいます。

続きまして、5ページにございます計画の位置づけと計画期間でございます。

まず、計画の位置づけでございますが、こちらは第Ⅱ期推進計画と同じでございますけれ  
ども、ホームレスの自立の支援等に関する自立支援法にこの計画の根拠を持っております。

第Ⅲ期推進計画につきましては、平成19年に策定いたしました新宿区基本構想を実現する  
ための新宿区総合計画、こちらを上位計画とするホームレスの自立支援等に関する個別計  
画となっております。この個別計画の具現化につきましては、新宿区では実行計画とい  
う計画事業と、それから各年度における予算によって実施に向かっていくものがございま

す。

今回、この計画の位置づけにつきまして5ページの下のほう、「一方」というところで少し整理をさせていただいております。国は、10年間の時限立法として制定したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を、先ほどもお話しございましたように、5年間延長するという事で基本方針を改正いたしました。

6ページに移りまして、今回、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴いまして、国が27年3月に国の基本方針を改正し、また、東京都は、平成27年9月に都の実施計画を改定いたしました。

したがって、新宿区の第Ⅲ期推進計画につきましては、計画期間をホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の期限が平成29年までとなっていることを踏まえまして、平成27年度から29年度までの3年間としてまいりたいと考えてございます。

3番目のホームレスの定義とタイプにつきましては、第3回のこちらの策定委員会までの議論を踏まえて反映させておりますが、第Ⅲ期推進計画でもホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人という方も含めて不安定就労による見えにくいホームレスも引き続き対象として取り組んでまいりたいと考えてございます。

7ページをご覧くださいまして、タイプ1、おおむね50歳以上で、ホームレス生活が長期化した層、タイプ2、おおむね50歳以下で、傷病・障害等あるいは過去の生育歴・職歴等から社会関係の再構築の支援も必要な層、タイプ3、おおむね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できれば、すぐにでも自立できる層、こちらのタイプにつきましては、第Ⅱ期推進計画の考え方をそのまま進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○岡部委員長 ありがとうございます。

今、事務局からご説明していただいた第Ⅰ章のところに関して、何かご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○笠井委員 何を今さらと言われるかもしれないんですけども、若年層という言葉が、ホームレス対策の中でどのような位置なのかということを考えまして、いわゆる派遣切り等、リーマンショック以降の派遣切り等で若い方々が困窮者というような現状をもって、それ以降の傾向として若年化しているというふうに言われているんですが、今やそこら辺の層の人たちが40代ぐらいになってしまっている現実というものがあります。

他方で、自立支援センターなどを見ると20代という新たな若年層というのが出てきている。どっちを若年層と言っているのかというような話になるわけです。これも実際、検証も何もしてないので感覚だけで申し上げますけれども、結局、昔のホームレス、バブル崩壊以降の社会問題化したホームレス、第一次ホームレスと言えは第一次ホームレス、それからリーマンショック以降のそういう傾向のある第二次のホームレス、もしかすると第三次ホームレスと言われているんじゃないか。これは、どういう根拠かという、貧困の連鎖ですよね。20代で産んだ場合は親の世代は40代、50代、そこら辺の層の人たち、貧困の連鎖の中で彼、彼女らが貧困化して生活が標準以下になっているということが考えられる。これは別にあきらめたわけでもないんですけれども、感覚的な感じで、それを実際調べようという人がいないみたいなのであれなんですけれども、これの研究がなされていないんじゃないかというふうに思われます。

なぜこの間、20代がこれだけ増えたのかということはまだよくわからないところがあるんじゃないか。でも、相談窓口であるとか、自立支援センターの入所状況であるとか、ここら辺を見る限りにおいては20代が増えているというのと、それをまさに若年層というふうに言えると思うんですけれども、どっちの若年層かを示さないまま若年層というのを使うと混乱が多少出てくるのかなというふうに考えます。

なので、若年化しているのは事実ですね。若年化している状況だとか、そのような形で表現されたほうがよろしいんじゃないかというようなことは考えます。

それと、あとネットカフェ等に関して、昔はネットカフェ難民という日本テレビがつくった造語をもとにしているイメージがどうしてもまとわりついてきます。現状において、ネットカフェに関しては身分証明書提示であるとか、そういうことの中で、実態的にネットカフェ難民というものは存在しない。いたとしてもレアケースみたいなのはいると思いますけれども、全体としてはいないだろうということなので、このネットカフェ等というのは、東京都なんかでもネットカフェは使っていないと思うんです、今回の背景に関して。ちょっとこの表現だとか考える必要があるのかなというふうに思っております。

ですから、見えにくいホームレスを規定するというか、規定をされないわけですね、逆に見えないから、実態がわかっていないということなので、見えにくいホームレスイコール若年層なのかということに関してはちょっと疑問があります。

こちらはまた年齢層とか、そこら辺も含めて出てきていたと思いますので、若年層と一言で語ることによって全体がぼやけて、見えにくいホームレスということイメージしてい



るところの背景が別にミスリードしてしまうという可能性があるということです。

○**岡部委員長** この点については、笠井委員から資料3でご意見等をいただいて、一番わかりやすいのは一番後ろの表です。年齢区分と対象のグループ化というのが出されているかと思いますが、若年層というのは内閣府の規定では39歳まで若年層です。それで40歳以降のところをいくと、若年層というくくりの仕方を、表現を変えたほうがいいのではないかということをおっしゃられていたと考えます。若年化する理由も、時代によって違ってきます。例えば、20代の前半と、40代近くの人たちとは時代背景が違うという書き込みのご指摘だったかと思います。

それと、見えないホームレスというのは、これは多分、国が言っているのは路上にいる方以外の、例えばネットカフェであるとか、サウナであるとか、漫画喫茶であるとか、そういう路上そのものではなく、もう少し幅広に、不安定な場にいらっしゃる、一時的な場に寄宿している人たちについてもカバーしようという、そういう人たちを見えないホームレスとして用語を使用しています。この点についても今ご指摘いただきましたので、これらのことをどう反映させるかということになるかと思いますが。

ほかに委員の方、いかがでしょうか。

岩田委員、よろしいでしょうか。

○**岩田委員** 年齢については、日本の場合、若者は34歳までとなって区切りはつくったんですけども、世界的な傾向で、若年者というのはティーンエイジャーを普通指す言葉でして、欧米のホームレスの若年化というのは10代の、しかも前半を言うんですね。これは家出青少年とか、この間もちょっと事件になりましたけれども、家はあっても歩道橋で寝るとか、その辺まで含んでいますね。

だから、前回は一応そういうふうにしたんですけども、それは27ページにあるように、実態調査で見ると路上にいる人が60代以上、70歳以上も結構いて、実は50代もいるんですけども40代、30代、20代というのは少ないんですね。ところが、逆に後のページで見えますとわかるように、自立支援センターに入っている人、あるいは出た人は圧倒的に30代が多いんですね。つまり、支援策と路上の実態にそごがあるわけですね。

だから、この中で言うと、やっぱり高齢で長く路上にいて、なかなか制度が自分たちを助けてくれるという信頼がない人たちが当然一定程度あって、そこをどうするかというのが一つ大きな問題です。年齢の問題もありますし、老後、病気等もありますので、本人が大丈夫だと言ってもかなり重篤な病気を持っている場合もあります。これを50代で区切るか

どうかという問題はあるんですけども、年齢ではなく、病気を抱えたり、あるいはそのおそれのあるような人たちが、そういうくくりでもいいかもしれませんね。

50代というのは戻れるか、戻れないかというあたりの1つの判断かなと思います。路上調査はこうなるんだけど、おそれのあるというか、要するに見えないホームレスとして公共チャレンジネットなんかにはひっかかる場合は、やっぱり20代が多く来ますね。日本は10代というか、そこが児童福祉の問題等ともかかわって、本当は問題層なんだと思うんですけども、実はあんまりそこは見えないんですね。ここがちょっと欧米との違いです。欧米の場合は青少年福祉とホームレス対策がかなりドッキングしてやっているんですね。そのうちそうならなくなるかもしれませんが、問題は隠れているというか、見えない層をどうするかという、そういうのが多分問題意識の中にあって、それをたまたま24年のホームレスの実態に関する全国調査などをした時期に年齢を50代で一応区切っているんで、それと働けるか、50代未満でもいろんな問題を抱えているかということで区切ったというような経過があったと思います。

年齢はおおむねぐらいの表現で、余り、何かそこにすごく意味があるという感じじゃなくてもいいかなと思います。

○岡部委員長 ありがとうございます。

ホームレスの定義、背景、理解、用語の使用方法をどうするか。この点については笠井委員、岩田委員からご意見いただきました。この点について報告書にどう反映させるか、考えていければと思っております。

計画期間については3ページのほうに書いてありますけれども、後ほど第V章で改めて出てきますので、そこでまたご議論いただければと思います。

では、続いて第II章に入りたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 第II章につきましては、資料4にございますとおり、データの更新になってございます。1年前になるんですけども、昨年振り返りをさせていただいたときに何点が特徴立ったところをご説明させていただいたところがございます。

繰り返しになりますけれども、例えば私ども、新宿区のホームレス数の推移というところでいきますと、資料5の第II章、ホームレス現状の16ページに新宿区のホームレス数の推移をまとめさせていただいております。最も多かったのが平成16年8月、1,102人というところが一番多い数字でございまして、直近の平成27年1月の概数調査では70名まで数とし

では減ってきているというような状況でございます。

また、こちらのほうで数字の整理、新しいデータで整理をさせていただいたところを少しご紹介させていただきますと、27ページをご覧ください。

こちらは、路上生活者対策として都区共同で取り組んでいる中身のほうの整理になってございますが、4番の緊急一時保護事業、先ほど岩田委員も触れていただきましたけれども、自立支援センターのほうをご利用になる年齢層というのが、20代以下が14.7%、30代が22.5%といったところで、自立支援センターの入所者としては30代までの方、それから40代の方、それから50代の方といったところがおおむねの柱になっているかなというところでございます。

また、次のページ、28ページをご覧くださいますと、緊急一時保護事業（自立支援センター）入所者の入所前の居住地というところがございます。凡例が小さい字になってしまって申し訳なかったんですが、真ん中の網掛けのちょっとグレーのような網掛けになっている部分でございますが、こちらは公園、路上にいて、その後自立支援センターの緊急一時保護になった方というグラフになっておるんですけれども、平成20年度のころは半数以上の方が路上や公園で過ごしたというところが、平成26年度になりますと、ほとんど24.8%というところまで直前の居場所が変わってきているという変化をご覧くださいただけるかと思えます。

また、29ページをご覧くださいますと、8番のところ自立支援センターの入所者の年齢構成というところで、30代までの方が37%、38%程度いらっしゃるわけなんですけど、次のページ、30ページをご覧くださいますと、26年度退所者数というところで就労自立、住宅確保、また就労自立、住み込み等々で自立していきましたよというところの数字を見ますと、若年なだけけれどもなかなか就労自立に結びついていかないという傾向は、昨年度ご説明したところと26年度の直近の情報はそのままなのかなというところがございます。

一応、特徴的なところだけ、かいつまんでご説明をさせていただきました。

また、今後の第Ⅲ章のところこれまでの振り返りですとか、第Ⅳ章の今後の取組のところ実績を確認したりしながら進めさせていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○岡部委員長 ありがとうございます。

最新のホームレスやホームレスの状況の変化を示すデータの説明をしていただきましたが、改定のポイントとしては、従来型のホームレスの高齢化と若年化、それと再路上化の問題

が改めて出てきていると考えます。この件に関して何かご意見等ございますでしょうか。

○岩田委員 資料なんですけれども、30ページのグラフ10は、入所者ですから左側が平成21年度入所者でよろしいですか。退所者となっていますけれども。

○生活福祉課長 失礼しました。ご指摘ありがとうございます。入所者でございます。ありがとうございます。

○岡部委員長 ほか、他にいかがでしょうか。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 もう1つの質問は、32ページのグラフ13緊急一時宿泊事業、これの退所者の退所理由が22年と26年にありまして、22年は住宅手当等の住宅確保が35.4%あるんですけれども、26年は、それはなくなっちゃったということなんですか、それとも就労自立住宅確保ではないですね。それはどういうふうな感じで拝見すれば。

○生活福祉課長 平成22年度のほうにありました住宅手当等につきましては、26年度当時は住宅支援給付になってございますが、かなりその実績としては落ち込んでいるような、新宿区全体としては落ち込んでいるような状況です。したがって、23区においても緊急一時宿泊事業の退所の理由としてはその他の中に含まれる程度の推移だったのかなというふうに思っております。

○岡部委員長 よろしいでしょうか。

「その他」というのは何を指すのか、ある程度、例示があるとわかりやすいです。パーセンテージの詳しいことではなくて事項で結構だと思うんですけれども、例えば31ページ、グラフ11のところで「その他無断退去」という、これ無断退去が「その他」なのか、無断退去を代表して書いているのかわからないです。できたら、「その他」の何か内訳的なものを構成比は結構だと思いますけれども、入れていただくとわかりやすいと考えます。

○笠井委員 特人厚の統計ですよ。昔からある統計の表記なので。

○岡部委員長 可能であれば。可能でなければこれで表記となります。

○生活福祉課長 統計のとり方につきましては、ちょっと特人厚のほうと可能な範囲で対応させていただきたいと思えます。

○岡部委員長 今、32ページの、岩田委員がこの事業そのものがなくなったのか、あるいはその他の中に入れ込んだのかというのがわかりづらくなっています。そうしますとそれが排除できることとなります。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 さっきの続きなんですけれども、32ページの平成22年度の住宅手当等というのは、

生活困窮者自立支援法ができる前の住宅手当ですね。そうすると、今年度から生活困窮者自立支援法では住居確保給付金というのが必須事業になっていますよね。

条件はそんなに変わらないので、あんまり使い勝手はよくないような感じでしょうか、新宿区としては。

○生活福祉課長 前の制度と今の必須事業の使い勝手につきましては、現場としましては、余り使い勝手は変わってないのかなというふうな印象を持っています。

と言いますのも、やはり住居を失うおそれのある、これまで常用就職をしていて住宅を確保、家賃を担っていた人、その方が離職によって住居を維持できなくなった場合に、常用就職を目指せる方が支援を受けられるというようなことが生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金になっていきますので、従前も同様の仕組みだったかと思っておりますので、この部分は余り変わってないのかなというふうな印象でございます。

○岡部委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○増村委員 東京社会福祉士会の増村です。よろしく願いいたします。

24ページから25ページにかけて、拠点相談所「とまりぎ」の、具体的な説明を簡単にさせていただければと思いますが、お時間大丈夫でしょうか。

「とまりぎ」では、拠点相談所として18年度から相談をさせていただいておりますが、一番下の病院等への同行と巡回相談、これが25年度に大幅に減っている原因について説明させていただきたいと思っております。

これは、相談者がいなくなったのではなくて、18年度からずっと継続して私ども「とまりぎ」に相談に来てくださっていた方がご高齢になったので、地域包括等の支援につないだというケースとか、又、社協の緊急一時生活資金の要件に合うまで「とまりぎ」が相談支援をし続けて、その要件に合い、社協のほうにつなげさせていただいたとか、あとは、とにかく高齢化していらっしゃいますので、介護保険等の適用によるとか、そういった事情でたまたま利用者の転機に当てはまって激減しているという状態です。

あと、巡回相談も38回から181回に増えたという点も、オリンピック招致に向けての工事のおかげで、ホームレスの方も少なくなったにもかかわらず、それで増えたということと、あと次の121回の件は、これは Dengue 熱の関係で巡回していたという状況がございます。

やはり拠点相談所であることの意味というのがとても大事で、ここに先ほど来、円グラフで示されておりますとおり「無断退去」とか、「その他」、「規則違反」とか、そ

う形で退去なさる方は、また「とまりぎ」にもう一度いらっしゃるんですね。そこでもう一度「とまりぎ」としては再びホームレスにならないような支援を継続して行っております。

また、福祉事務所と連携してお互いにできないところを補うような、そういうような支援を続けさせていただいていますので、一言ご報告をと思ひまして。

○岡部委員長 ありがとうございます。

この素案の中に反映するというのではなく、これは数字が減っているのはなぜなのかというご説明ということで、文面は基本的にはよろしいですか。わかりました。

○生活福祉課長 今、委員から「とまりぎ」の相談状況のお話がございまして、本日、ご意見シートでいただいているご意見もご紹介をさせていただければと思います。ホチキス留めでございますご意見シートのうち、1枚おめくりいただきまして、表紙のほうが第Ⅱ章、ホームレスの現状…「3. 新宿区の相談状況」（23P）というふうにタイトルが入っているほうのホチキス留めのほうの資料になりますが、この方のご意見をご紹介させていただきますと、今、まさに増村委員がおっしゃいましたように、新宿区の相談状況のところ、福祉事務所の相談状況ですとか、拠点相談所「とまりぎ」の相談状況、こういったものを入れてデータを出しているということは非常によかったというようなご意見を頂戴しておりますので、この場をお借りしてご披露させていただきます。

○岡部委員長 ありがとうございます。

では、第Ⅲ章、第Ⅳ章に入りたいと思います。

それでは、第Ⅲ章に移ります。第Ⅲ章は第Ⅱ期の全ての事業についてP D C A、現状、成果、課題、方向性の4段階で検証・評価をいたしました。この方向性に沿って第Ⅲ期の事業を第Ⅳ章にまとめました。第Ⅲ章と第Ⅳ章は裏表となるものですから、これらの取組について時間をとりたいので、一括審議にしたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○生活福祉課長 では、第Ⅲ章と第Ⅳ章、資料5の第Ⅲ章と第Ⅳ章を並べてお手元にご用意いただければと思います。

まず、第Ⅲ章のほうで、「これまでのホームレス問題への取組と課題」についての整理です。こちらは、都区共同事業による取組と新宿区の取組について、今、委員長からご紹介ありましたように現状と成果、課題、今後の方向性の4項目で整理をさせていただきました。こちらの第Ⅲ章の課題と今後の方向性を踏まえまして、第Ⅳ章の「ホームレス問題の

解決に向けたこれからの取組」というところで整理をさせていただいているものです。

表現の仕方につきましては、基本的に第Ⅱ期推進計画の項目立てと同じような事業の対比ができるような順序で決めさせていただいております。

また、第Ⅳ章のほうにつきましては、新宿区、東京都、国の役割を踏まえながら、それぞれの具体的な施策の推進というところで第Ⅱ期推進計画で用いました八つの柱、こちらのほうをそのまま用いながら初めの相談から次々に段階を踏んでどのように流れていくのかがわかるような定義を促進させていただいているものでございます。

では、第Ⅲ章の「これまでのホームレス問題への取組と課題」でございます。

こちらにつきましては、また1年前の話で恐縮なんですけど、ほぼ、書き方につきましては踏襲しているものでございます。まず、35ページのところをご覧ください。

こちらでは、都区共同のこれまでの歩みを整理させていただいております。平成22年10月以降は、緊急一時保護センターと自立支援センターの機能を一体化した新型自立支援センターに移行して、東京都と23区が共同してホームレスの自立支援に取り組んでいますよといったところでございます。

ここで、1番の「路上生活者対策事業：自立支援システム」から始まり、自立支援システムの中には、①「緊急一時保護事業」で言うところの自立支援センター、それから、37ページの「自立支援事業」、それから38ページの「自立支援住宅」といったところで、これまでの取組についてそれぞれ実績等を振り返らせていただいているところでございます。

39ページの④の「緊急一時保護事業」、以前の緊急一時宿泊事業というものでございますが、こちらにつきましては、平成27年3月末で事業終了というところで、都区共同事業として終了いたしておりますので、この事業については課題と今後の方向性というのがまとめの中に入っていないというものでございます。

1番の(1)「都区共同による取組」について、第Ⅳ章ではどのようにうたっているかというところでございます。

こちらにつきましては、それぞれのところに入ってまいりますので飛び飛びになりますけれども、例えば、まず東京都と新宿区の役割というところで、それぞれの役割の69ページから71ページのところで新宿区と東京都の役割を整理させていただいております。この基本的な役割についての考え方は、第Ⅱ期推進計画をそのまま踏襲させていただいているものでございます。

続きまして、都区共同事業としての自立支援システム、こちらのほうにいきますと、例え

ば77ページ、こちらのほうの「心身の健康に関する支援」といったところから都区共同で巡回相談が始まってきますよといったところにまずきっかけがありまして、その後、79ページ、こちらに「緊急一時保護事業」といったところに都区共同というような、そんな道筋で表現をさせていただいているところでございます。

これはなかなか、全部を読み上げてということになりますと、皆様のご意見を頂戴する時間が少なくなってしまうので、少し提示をさせていただきたいと思っております。

ここでいきますと、今申しました巡回相談事業のところですけども、第Ⅲ章のところでは39ページ、こちらのほうに「巡回相談事業」の振り返りをさせていただいております。こちらで自立支援センターに巡回相談員を配置して、原則、週1回巡回していただいておりますよというような取組を書かせていただいております。

40ページのところで、「現状」、「成果」というところで実績を述べさせていただき、「課題」といたしましては、新宿区を含めて、東京23区内のホームレス数、数は減少傾向にありますけれども、路上生活期間の長期化・高齢化、健康状態の悪化等への対応が必要であるというところ、また、夜間や駅周辺に集まるホームレスの生活実態等を把握していく必要があるというような課題認識でございます。

今後の方向性でございますが、引き続き区や関係機関と連携して、粘り強く巡回相談を実施したいということ、それから若年層、ここでは先ほど文言は整理させていただくこととございますが、たたき台のままの文章で読ませていただきますと、若年層を中心として夜間に集まるホームレスの支援方法を検討し、早い段階からの支援を図ります。また、平成27年度から看護師の同行による巡回相談を始めております。今後も、ホームレスの健康状態の把握等に努めていきたいという方向性を示させていただきました。

これを受けまして、先ほどの第Ⅳ章の77ページのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらで、ホームレスの結核健診云々も触れさせていただいておりますが、精神疾患などが疑われるところのケアについても、都区共同の巡回相談の看護師や保健所の保健師、東京都立中部総合精神福祉センター等が連携して支援していきますというような取組についても提起させていただいているものでございます。

一方で、新宿区を取組というところでございます。こちらでございますけれども、初めの相談から始まりまして、施設入所中の相談等々、これまでの取組について書かせていただいているものでございます。

例えばここで、訪問サポートというところで47ページ、④でございます。こちらのほうで



「地域生活安定促進事業」というものを取り上げさせていただいております。こちらは、生活保護を受給して、元ホームレスの方がアパート等での生活を開始した方、この方々に対して継続してアパートを維持して、再路上化しないようにきめ細かな訪問・相談等を行い、基本的な生活習慣の指導や相談助言等を行っているという事業になります。

こちらの実績につきましてはご覧のとおりでございまして、また、成果といたしました平成23年度からは区外の宿泊所等に移行した人にもこの事業を実施しているというものでございます。

「課題」でございしますが、支援内容が多様化・複雑化しておりまして、支援期間が長期化する傾向にあるという状況、それから、さまざまな阻害要因によりまして、宿泊所からアパート等への移行が困難な被保護者に対する支援をより一層強化する必要があるというふうに認識してございます。

「今後の方向性」といたしましては、引き続き再路上化を防止いたしまして、アパート生活移行を促進し、地域生活を持続するための支援として事業を継続していきたいと考えていること。それから、さまざまな阻害要因によりまして、宿泊所からアパート等への移行が困難な元ホームレスの被保護者に対する支援の強化に努めていきたいという方向性でございまして。

これを受けまして第IV章ではどのように表現をさせていただいているかというところは、76ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらの⑤になります。タイプ1・2にふさわしい事業です。路上生活から脱却し、生活保護を受けている元ホームレスが再路上化しないよう、訪問相談員がアパートや宿泊所等を訪問し、生活相談等を行い、地域での安定した生活基盤づくりを支援しますということで、これまでやってきた取組を今後も引き続きやっていきたいということをまとめさせていただいているものでございます。

このような形で第III章と第IV章の今後の方向性、課題がどのように盛り込まれているかといったところをご覧いただきながらご議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

よろしく願いいたします。

○岡部委員長 それぞれの方からご意見いただいている件も含めて紹介していただければと思います。ご意見シートについてです。

○生活福祉課長 では、ご意見シートのところのご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、全体の中身といたしまして、素案たたき台へのご意見ということで、1枚もので、

1枚ずつ書いていただいている方のご意見のご紹介です。こちらについては、説明が一緒だと思うよというところは用語説明のほうで整理をさせていただいているところ、それから全体の表現についてのご意見を7点ほどいただいております。

全体にわたりまして、現下の不透明な経済・雇用情勢というところで、不透明というところをあちこち散りばめていたところがございますが、こちらは現下の経済、雇用情勢でよろしいではないかというご意見です。

また、今少しご紹介させていただきましたところにもありましたが、地域生活というのがわかりにくいのではないかとのご指摘等もありますが、居宅生活と地域生活をというように、「居宅生活等」というのを盛り込んだほうがよりわかりやすいのではないかとのご意見です。

それから、あちこちに新法というふうに置き換えて生活困窮者自立支援法を、略語を使わせていただいたんですが、こちらの計画書を読むに当たりまして生活困窮者自立支援法って何ぞやというのを最初まで読み戻さないといけないという不便性もありますし、また、生活困窮者自立支援法という大きな法律の流れの中でこのホームレスの支援に関する動きが変わってくるということも踏まえまして、言い換えしないほうがわかりやすいのではないかとのご意見を頂戴しています。

さらに、ホームレス状態に陥ったですとか、障害要因ですとか、対応困難、処遇の困難性、こういった表現についてはもう少し言葉をやわらかくされたほうがよろしいかというようなご意見を頂戴しているところがございます。

それから、「実態としては」というところで、表記の部分についてのご意見ですとか、「就労意欲が低い」という表現も「就労意欲が十分ではない」というような表現がよろしいのではないかとのご意見を頂戴しているところがございます。

今のところまでが全体像のお話でございまして、個別の第Ⅲ章、第Ⅳ章の何ページというところにまいりますと、まず、今の方のご意見で61ページになります。61ページというのは第Ⅲ章になります。61ページ、「課題」のところがございます。こちらが課題の1番、「ホームレス自身の原因で、住民の理解が得られないことがあります。ホームレスと近隣住民の双方の人権に配慮していくことが必要です」とたたき台で書かせていただいたんですが、こちらは近隣住民の双方のというのが出てくることもありますので、「住民の言動やホームレス自身の原因で、お互いの理解が得られないことがあります」というふうな表現にしてはどうかというご意見を頂戴しているところです。

また、85ページ、これは第Ⅳ章の85ページになります。「しかし、多くのホームレスが居場所を求めて、公共の空間で起居を始めたり、周囲の人が迷惑に感じるような長時間の占拠を行ったりしています」という表現のところ、こちらを「周囲の人の使用を妨げる長時間の占拠を」というように、迷惑というような、迷惑に感じるという表現ではなく、使用を妨げるというような置き換えがいいのではないかというご意見を頂戴しているところでございます。

続けて、ほかの方のご意見をご紹介させていただきたいと思います。先ほどの若年層の表現に伴いまして、65ページです。65ページは、第Ⅳ章になります。こちらの上から3行目になりましょうか、こちらの「従来のいわゆる路上生活者の高齢化・長期化が進むと同時に、若年層の増加や再路上化への対応が課題となり」という表現をさせていただいているところですが、こちらを「若年層の増加や」というところを「流動化、若年化」というような表現に変えたらどうかというようなどころ、または「若年化しつつある層への支援」というような置き換えはどうかというご提案を頂戴しているところでございます。

また、同じ方のご意見で66ページ、こちらの「ネットカフェ等の」というところで(1)②の下から3行目のところです。こちらの「ネットカフェ等と公園等を行き来する」というところについて、見えにくいホームレスというところで、その前の「ネットカフェ等と公園等を行き来するいわゆる」というようなものは省略して削除してしまったほうがすっきりするのではないか、もしくは「ネットカフェやサウナ等と公園等を行き来する」というふうに変えてはどうかというご意見を頂戴しております。

あわせて68ページでございます。こちらの②のところに、「若年層のなどの見えにくいホームレスの支援」という表現がございます。こちらにつきましても、お手元の資料のように変えてはどうかというようなご提案を頂戴しているところでございます。

また、そのほかの方の意見といたしまして、もう1つ、ホチキス留めの資料がございます。こちらの方のご意見では、35ページから、行きつ戻りつで申し訳ございません。35ページにご意見を頂戴しております。こちらの35ページは第Ⅲ章になります。基本的には、これまでの委員会での議論を反映できているのではないかというようなご意見をいただいているところですが、この中でも43ページ、こちらの部分に、ご質問とあわせてご意見を頂戴しております。

ご質問のところでは、「巡回相談に協力し」という表現の中で、基本的には路上での声かけや情報提供等を想定していると思うんだけど、例えば乾パン等の食料や衣服などを

巡回時に提供することは可能なんですかというようなご質問を頂戴しております。

私ども巡回相談、「とまりぎ」さんですとか都区共同事業もそうなんですけれども、やはり声かけのきっかけとしては何らかの食料の提供ですとか肌着類の提供なども一緒にやらせていただいているということで、この場を借りてご回答も含めてお知らせさせていただきたいと思います。

このご意見のところ。「また」以降の記述ですが、新規に路上での起居を余儀なくされる方の中には、皆さん、深夜に公園や道路、駅等に居場所を求めて集まる人も多く、昼間以外のアウトリーチのニーズもあるかと思いますが、それらは検討の余地があるのでしょうかというようなご意見をいただいているところです。

私どももこちらの意見につきましては課題認識として感じているところでございまして、先ほど読ませていただきました、これまでの振り返りのところの課題の部分。また、第IV章の今後の取組のところ、そういった認識は持ちながらもまだ具体策には至っていないというような表現を盛り込ませていただいたところでございます。この部分につきましては表現の仕方といいますか、取り組み方についてご意見を頂戴できればと思っております。

長くなりますが、続けてご意見の紹介をさせていただきたいと思います。

同じ方のご意見で、59ページにご意見を頂戴してございます。第III章になります。「公共施設の適正管理」についてでございます。ご意見といたしましては、ベースとしてホームレスの方を排除するような表現にならないように配慮が必要ではないかというケースのご意見と認識してございます。

こちらで、表現につきましてはこの後、皆様のご意見を頂戴しながら考えてまいりたいと思っておりますが、こういったベースでの、排他的にならないような表現をぜひ議論を深めてほしいというご意見を頂戴しております。

同様に、60ページの考え方、それから84ページの考え方につきましても同様の考え方でご議論をお願いしたいというようなご意見と思っておりますので、皆様のご議論をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○岡部委員長 ありがとうございます。

皆さんのご意見も含めて第III章、第IV章、それと全体について意見がありました。この第III章、第IV章についてご意見いただいたものも含めて皆さんからご意見いただければと思います。

まず、鈴木副委員長から都区共同事業についてございますでしょうか。

この中で取組の現状と課題と、それから今後のということで出されましたが、何かお気づきになった点、ありましたらご意見をいただければと考えます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

岩田委員、よろしく申し上げます。

○岩田委員 67ページですけれども、基本的な方向性のポイントが3つあって、これ今も若年層問題や何かでご意見があったんですけれども、若年層に対する支援というところを見えにくいホームレス、あるいはおそれのあるホームレスに対する支援というような感じに表現を変えてもいいんじゃないかと思えます。

いずれにしても年齢は男性のことしか言ってないんですね。非常に少ないんですけれども、女性は全年齢に出てきますし、女性の数はあんまり変動してないんですね、拝見すると。何か年齢に限定するといろいろ、解釈によって混乱が起きるので見えにくいとか、何か英語ではHidden homelessという、隠れたという言い方をするんですけれども、何か捕まえにくいとか、ここからも出てこないというか、何かそんなニュアンスで年齢を入れないで、つまり路上にいるんだけどなかなか支援がしづらいというか、向こうも寄ってこないというか、そういう層と、見えないけれども、チャレンジネットには来るとか、とか、時々「とまりぎ」にも来るとか、何かそういう層、それから再路上化の防止、この3つというのは一定の対策が進んだこの段階では妥当な分類ではないかと思うんですが、そうすると7ページのタイプ分けはちょっと変えたほうがいいと思います。これに沿ってと思います。

そうしますと、資料4で見たほうがわかりやすいので、これのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ。だからこっちのⅣにかかわってくると思うんですけれども、今までの議論で私が思うには、こぼれ落ちるけれども、30代、40代は割合路上経験の少ない人も含めてホームレス支援対策に乗って、ちょっとこぼれるけれども、とにかく移行できている。だから、これで言うと再路上化の防止を頑張っていくというような感じになると思うんですね。

意外と大きな問題は、数は減っているけれどもまた流入してくる60代、あるいは70代の高齢層が住宅を設定できないという問題ですよね。さっき言ったように、生活困窮者の住居確保給付金も難しそうだし、施設も嫌だって言うし、自立支援センターも、どっちかというところだと就労自立で、仕事も警備・清掃にどうしても偏るという傾向がありますから、そうするとさっき「とまりぎ」の支援のところでおっしゃったような、むしろ地域包括とか高齢

者の今、例えば国交省なんかもサービス系高齢者住宅が、高齢者に対する住宅サービスをどうするかというのが結構大きな問題で、今、国交省の部会でもその議論をしてますけれども、どっちかという、こういう層までカバーしてないんですね。

ホームレス問題は国交省も当然、厚労省と一緒にやってやらなきゃならない事象なので、もう少し住宅を失うようなところまで、非常に脆弱な生活基盤の高齢者に対する住宅をどうするかという観点を持ってもらいたいと思っているんですね。

明日その会がありますので私言いますけれども、こちらからも何かそういうアイデア、東京都なり国交省がもっと頑張って、空き家があるんだから、その再生なんかも含めてグループホームみたいなものをつくったりとか、高齢者事業に乗せていくという感じのほうがいいんじゃないかと思うんですね。少なくとも70歳以上、そこのところが前回も何となく、今より住宅問題というか、全体の関心が薄かったんですけども、今、高齢者の中でも住宅が一番大きなテーマになっていますので、今言わないと、この辺が抜けちゃうかと思うんですね。

ですから、高齢者福祉、特に介護や地域包括とのもっと強い連携を持って高齢者の住宅確保、住宅を失った高齢者の住宅確保、空き家をもっと利用するとか、もちろん公営住宅等もそうですけれども、何かその辺の突破口がないかなという感じがしております。そこがないと、結局あと何年かやっても最後まで同じ問題を引きずってしまうんじゃないかなという感じが非常にしているので、3分類をもうちょっとはっきりさせて、高齢層に対してどうやって住宅を提供して、そこに一緒になって生活支援をする、生活困窮者と地域包括が一緒になって生活支援を入れてくるという、そういう何かアイデアをこの中に盛り込んだらどうかと思うんです。

お金を出すのは国と都がしっかりやればいいと思いますので、新宿区としてはアイデアを、もっとそこをくっつけるというアイデアを今後出していかれたらどうかと思います。

○岡部委員長 どうぞ。

○生活福祉課長 ご意見ありがとうございます。

○笠井委員 関連して、確かに70以上、80代になって、生活保護になったとしても、大家さんは嫌がりますね、まずね。単身生活、アパート生活というのはなかなか移行が進んでいない。ふるさとさんとかいろんなどころにお頼みしても、どうしてもいっぱいであるというような状況で、確かに住宅ローンについても今後大きな問題になってくる展開であります。

都区共同でやっている借上げ住宅ですね。借上げ住宅の仕組みも自立支援センターにくっ

ついちゃって、要するに働いている人たちの住宅支援的なところがあるというんですけれども、そこら辺は変更させようと思えば都区共同の枠内ですけれども、それをもうちょっと高齢者含めて、働けない方、自立支援センターに入ったけれども働けないであるとか、ほかのルートからでも構いませんけれども、その辺、借上げ住宅になると、大家さんが東京都になりますから入れられますね、これ。

そこから次の支援をしていく、ないしはそこで最終的に固定しちゃうということも、要介護になる前から固定しちゃうということもあり得るでしょうけれども、そういうちょっと発想を持ったほうがいいと思います。東京都による要望とか、そこら辺が一つのチャンスかなと。全く新しいものをつくるというのは住宅問題、いろいろ大変な問題で、民間もいろいろ努力はしているんですけれども、何せ高いですから、ここら辺の物価は。ということなので、なかなかそうそう拡大もできないだろうということなので、もうちょっと東京都レベルで大きな枠組みを、都区共同の枠組みの中でそこら辺の課題を出していったほうがよろしいのではなからうか。

かつての地域生活移行支援事業のような形の巡回と借上げ住宅というところをもう一回復活させていくという発想も必要なのかなというふうに考えております。

○岡部委員長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○生活福祉課長 失礼いたしました。今、頂戴したご意見につきましては、第Ⅲ章では52ページ、第Ⅳ章では81ページのところに盛り込んでいるところでございます。振り返りの第Ⅲ章といたしましては、生活支援付き住宅（施設）援助事業というところでございまして、介護サービスなどさまざまな地域の事業を生かした生活支援付き住宅を実施するNPO等支援団体の支援を国・東京都の助成制度を活用しながら住宅・高齢者部門と連携し推進していますという表現で、こちらの現況成果につきましては、後ほど佐久間委員のほうからご紹介していただければうれしいなと思っております。

これは、今後の計画につきまして第Ⅳ章の81ページのところ、こちらには国と東京都、新宿区がやるべきであるという位置づけで、タイプ1にふさわしい事業として、今申しましたような事業につきまして国や東京都に働きかけていきますよというような盛り込みをさせていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○鈴木副委員長 先ほど、委員長のほうから都区事業の路上生活者対策事業についてというこ

とでご指名がありましたけれども、私の立場としては、都区の大きな組織ということではなくて、路上生活者施設を運営している立場からお話します。港寮から新宿寮への移行準備の段階で今年4月生活困窮者自立支援法が施行されました。しかし、現場の感覚としては大きな変化はなかったのかなというふうに思っています。

特人厚のほうでは、都区共同事業としましては施設運営につきましては、ほぼ知事、あるいは各区の合意のものを沿った形で従来どおりやるということですので、基本的には私どもの施設でもこれまでどおり路上生活者のみを対象としています。

ただ、当然、私どもの従来の巡回相談とか地域生活継続支援なんかはいわゆる、自立相談支援事業さらに緊急一時保護と自立支援事業については一時生活支援事業という形で生活困窮者自立支援法のほうで読み換えさせるという状況でございます。

また、福祉事務所というか、これからも生活困窮者自立支援法絡みの機関との、施設とのやりとりは、これまで以上に積極的にやらなければいけないかなというふうには考えております。この4月におきましても、私ども港寮におきましては、新宿区さん始め、生活困窮者自立支援法移行時に、改めて申請書を出すとか、そういったことをやっておりますので、今後、そういった方向はますます強くなるかなというふうに考えています。

その一方で、今、新宿寮に移ったわけですけれども、私自身は以前から申し上げていますが、やはり若年者の支援がなかなか成果を上げられないという状況に変化がありません。

数字的には、例えば自立したケースの割合。20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、こういう年齢階層でいきますと、パーセンテージでいきますと一番自立率が低いのは20歳代です。その次が30歳代ということで、やはり20歳代、30歳代の支援がなかなか成果が上がっていないということです。

やはり20歳代、30歳代、これはかなり乱暴な言い方ですけれども、やはりそれぞれの持っている生活感、そのあたりがかなり慎重に配慮していかないと、制度的なスタンスだけで一律にかかわっていてもなかなかうまくいってないというのは、私感じております。

それから、先ほど来、話になっております見えにくいホームレスということですが、私ども巡回相談をやっているわけですけれども、昼間回っていますとそれほど多くないという感じはするんですが、これはやはり今のホームレスの多くの方々が移動しているんです、昼間。従来のように、ブルーテントや段ボール等でずっとそこにいるというわけではなくて、かなり日中移動していることが想定されます。それで、逆に言いますと、夜回ると、



屋間いなかったところに結構いるというようなことも見られます。

それから、もう1つ、先ほど来からお話しありますように、やはり高齢者の方がなかなかこちらの事業のほうへ乗ってこないという問題が大きいかなと思います。先ほどお話しありました看護師等も、今この4月から一緒に回るようにしておりますけれども、そういった方々と看護師を含めて職員がいろいろかかわりますけれども、なかなかこちらの思いが通じないというようなこともありまして、やはり高齢者の方の問題は大きい課題のひとつという認識でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○岡部委員長 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 先ほど、関原課長のほうからも少しお話しいただいたんですけども、私たち、岩田先生のお話も本当そうだなと思ひまして、私、住まいと生活支援というものが、タイプでいったら、今日いろんなお話がありまして、どうやって先生おっしゃったように地域の中で包括できるかということだと思ひんです。

1つは、私たちの宿泊所等で高齢の元ホームレスの方がいるんですけども、事業をいただいて100名ほど支援させていただいているんです。

現在の状況を言いますと、実際に看取りとか始まってきています。長いことお世話させていただいた利用者さんが末期のがんになって、本人はできればここでというふうな形で最期まで、担当のケースワーカーの方も本当に熱心にカンファレンスとか来てくださって、最終的には在宅の看護を入れていこうと、それぐらいの段階になってきている。

あと、認知症とかも年とともに出てきていますので、その方々を丁寧にカンファレンスしながらやっていくというのがあって、あともう1つは、たしかこの話じゃないんですけども、住宅扶助の見直しで、今後、簡易旅館とか宿泊所とかで介護とか必要になったらちょっとこのままでは暮らしていけないよというふうになってくる人がどんどん増えてくるんじゃないかな。

その際に、受け皿をどうつくっていくのか、もう1つは、岩田先生が言われたとおり地域の中で、例えば私たちまちカフェというサロンをやっているんですけども、自主事業で。ここに今の、今日の話でいったら、困窮者自立支援の委託とかを受けている事業からひきこもりの若者とかボランティアというか、職場体験で受けてくれないかといって、今、その彼がコーヒーを出したりとかというのを、大体週2回ぐらい。

あと、もう1つ考えられるのは、地域支援事業は2018年から、新宿区さんも恐らく来年ぐらいから少しずつ入ってくると思うんですけども、地域でまだ元気な老人会の人とかが週1回ぐらい手伝うよとってサロンのほうでお茶を入れたり、ほかの利用者さんの、やってみたらここから本当に私見なんですけれども、若い人の支援とお年寄りって結構合うなと思って、合うというのは、やっぱり社会に出て働くことに少しためらいとか、すごい緊張している若者と、ここは大丈夫だよというおばあちゃんたちの一言というか、やんちゃしてきたおじいちゃんたちが俺たちも生きているんだから大丈夫みたいな感じというふうになって、そういうものを地域でやっていける。

あと、先生がおっしゃっていた空き家ですね。僕らもそういう見守りをやるようなサロンと、地域にそういった空き家等々を活用して、それはアパートタイプでもいいし、でも、実際の数としては戸建てのほうが多いと思うので、何らかの形でシェア居住というか、戸建て活用できるようになれば、例えば若いそういった人と高齢の人の暮らしでもいいですし、それで自然発生的にうまくいくとは思えないですけども、少なくともスタッフが定期的に訪問したり、巡回相談をやったり、あと、サロンがあればそこでみんなで夕食会やろうとって、とにかく顔見知りになるような、どこかの時点で高齢施策というか、一般施策に移っていく必要があるのかなというふうに、それは僕たちも感じています。

一方、共同居住とか24時間職員がいるようなところで、本当に認知症とか末期の状態になっても最期まで暮らせるようなものもあわせて並行してやっていく、そのために今やっている事業というものの趣旨というものと、また、現状をきちんとお伝えしてこれからさらに必要になるようなこと、あと、区内においては先生おっしゃったように一般施策とどう合流してって、どうしても生活保護とか元ホームレスの人だけの事業だとなってしまうと伸びしろがないというか、本人たちもそれを望むわけではないだろうということで、そのためにはいろんな部署の方に現状を知っていただいて援助をしていただいて協力をいただくというふうなことは、やっぱり並行して必要なのかな。

あと、今日の議論で笠井委員のほうからお話しあって、ほかの皆さんもおっしゃったんですけども、鈴木さんも私たちの宿泊所でもそんなに自覚的じゃなかった、確かに20代の人とか増えていて、生活歴を見ると笠井委員の言われるとおり、貧困の連鎖じゃないのかな。利用初期に虐待を受けているケースの割合がすごい高いので、恐らく両親というか、ひとり親だったり、あと養護施設で育ってきた若者がすごい多い、そうした方々がどんどん入所してくるとするのは笠井委員が言われたことともしかしたら少し、そうなってくる

とそれがどれぐらいのボリュームを持ってこれから伸びてくるのか、そのあたりが想像つかないんですけれども、課題としては出てくるのかなというふうに感じました。以上です。ありがとうございます。

○岡部委員長 ありがとうございます。

山田委員、原委員、区民の視点からご意見等いただければと思います。

○山田委員 先ほどのご意見シートにございました表現の仕方ですけれども、なるほどなど、いろいろ言い回しでもって大分ニュアンスが違うなというのは感じましたので、やはりシートのご意見があったような言い回しに変えてもいいのかなというふうに思っています。

そこで、先ほどからお話し出ている見えにくいホームレスというお話なんですけれども、なかなか私にはなじみのない言葉で、やはりこの見えにくいホームレスの定義といいますか、内容が、先ほど副委員長の鈴木さんがおっしゃったように、移動されていてなかなかつかみづらいというようなイメージなのかなと思うんですけれども、どうもこの見えにくいホームレスのイメージがちょっとつかみづらいなのがありますので、その辺のご説明があるとありがたいなというふうに思います。

また、若年層の方々に限らずでしょうけれども、就労支援というのも入っていますけれども、就労支援というのは、現状ではどの程度の支援と成果ですか、一般の方も仕事がなかなか見つけづらいという状況の中で、ホームレスの方に対しての就労支援というのが、実際どうなっているのかなというような疑問があります。

それから、今お話がありましたカフェなんですけれども、地域でもまちカフェというものを最近やるようになりまして、最初対象としていたのが小さなお子さんを持っているお母さんたちが集まれる場、また、そこに地域の高齢者の方が来てくれるようなまちカフェをイメージしていたんですけれども、実は若い方が来てくれて、そこでギターを弾いたり、みんなで歌を歌ったりしているのを知って、全然予想していたイメージと違っていたんです。やはりまちカフェって結構成果があるなという、最初の一步のハードルが高いんですけれども、行ってみると皆さん気持ち的には和まれていて、知らない人同士がお話しできてまちに溶け込むというようなことがありますので、このまちカフェのようなシステムがもうちょっと機能して、それがホームレスの方たちとの連携といいますか、心の交流みたいなのができるなというふうに思っています。

○岡部委員長 ありがとうございます。

○原委員 私たち民生委員では、ホームレスというのにはちょっとほど遠いというか、私もな

なかなか難しいことでずっと勉強させていただきましたけれども、平成22年11月に「ホームレス・自立支援の取り組みハンドブック」という、こういう冊子を一度いただいたきりで、なかなかホームレスに対するということが民生委員の中で余り取り上げられないんですよ。ただ、何か路上で何かしていると近所の方がちょっとああいう方がいらっしゃいますとって見守っていく、区のほうへ連絡するということなんですね。

私も何年か前に新宿中央公園を巡回というか、皆さん一緒に見たときに、まだホームレスの方がどうしても、ホームレスじゃなきゃ嫌だとか言って、13名の方がある一定の場所にいらっしゃったんですね。それで今見ましたらそれが4名に減っているので、ああ、すごい取り組み方をしていращやるんだなとつくづく感心させられたことが1つと、私たちもいろいろな方とお話ししていますけれども、ホームレスさんの方に対しての取り組み方が新宿区はすごいことをしているんだな、私たちも高齢者とか障害者とか児童だとかありますけれども、こんなに手の込んだ支援をしている、というのが見届けてないんですね。

それで私たちもすごく高齢者、いわゆる75歳以上ひとり暮らしの方に一応月2回「ぬくもりだより」というのを配って、お元気でいращるかということを見届けております。

それで、やっぱり高齢者の方が増えているのは事実ですし、施設、いわゆる住むところ、住宅、それで原さん、どうしよう、住むところがなくて追い出されちゃうのよと言って、だけどころなどところをご紹介しても、やっぱり高齢者だと受け入れていただけないのが現状なんですね。

ですので、岩田先生もぜひ頑張ってください、空き家って私もいろんなところを見ますけれども、あるんだけどなかなかそれを、やっぱり高齢者といって受け入れさせていただけないんですね。だから、高齢者の方が住むところがなくなっちゃうと逆にそれがホームレス状態にならないかなというのが今一番心配なんです。

ですので、ぜひこの施設に対する区のほうの支援をお願いしたいと思います。

○岡部委員長 ありがとうございます。

山田委員から出ました見えないホームレスです、これなかなかわかったようでわかりづらいいなので、できましたら、この領域の第一人者の岩田先生がいращいますのでご協力していただいて、用語の定義というのを少し整理させていただければと考えております。

それと、先ほどあった就労の実績、どこまで上がっているのかということについては、鈴木副委員長、教えていただければと思います。

それと、まちカフェの話です。これはやっぱり居場所をどう考えるかということでもあり、これは非常に成果が上がっているものだ。ただし、最初はハードルがあるんだということのお話があったかと思います。

あと、原委員のお話しいただいたことでいくと、どこまでその方の数がというのは、ここで私が言うことではないのしょうけれども、新宿区の住民の方、民間の方、行政の方、非常に積極的にやっつけらっしゃる成果が出ているのだと思います。そのため、より進めていくにはどうしたらいいのかということが今のラウンドだと考えます。それと、これは全体的なお話で、皆さんから出ました方針をどう考えるのかということになろうかと思えます。年齢階層で若年から高齢まで、また年齢の軸と生活の軸と住宅の軸と、労働の軸の立て方とかかわり方、このあたりのところを3つの法律がそこで入り組んで、実態にあわせて方針を立てていただいていますので、これがいいかどうかということを含めて、ご検討していただければ、と思います。

最後のところの、例えば89ページのホームレスのタイプで89ページから91ページのところで、これは一つ方針のところと対応しているところでもあります。67ページのポイントと固定・定着化した、要するにホームレスの状態が長期化して固定化している、これは高齢層を想定して、その次が若年層と、若年層というのは、要するにその前に形容詞をつけていないので若年層にポイントを充てたということですし、ポイント3というのは両方に当てはまる話で再路上化を防ぐ、要するに固定・定着化していないけれども、短期化している方でも長期化しているところでも再路上化を防ぐということなんでしょうけれども、盛り込んだポイント2のところ、若年層というのは、これは要するに居住の不安定化で見えないホームレスの中にも入れるし、ポイント1と2は年齢階層で分けています。長期化、固定化が入れています。多分長期化、固定化していない層をここに想定してやるというやり方もあるかと思えます。固定化、定着化が進むホームレス層に対する支援とか、あるいは、居住の不安定の短期化した人の層でということ、例示としては若年層とか高齢層でもいいかと思えます。

あともう1つは、例えば、先ほど岩田委員がおっしゃったように、女性のホームレスの方であるとか、労働市場を経由しないホームレスの方も中には出てきていますので、そういう年齢階層で区切るということややるか、状態像で見るか。そのこのところの区切り方も、これを生かしながら少し文章の中でそれを付加していくというのが一番修正的にはよいのですが、新たに立てるといのもあるかと思えます。

あと、もう1つ、いわゆる住宅の資源です。住宅の資源というものが既存のもの以外にも活用していくとするならば、先ほど佐久間委員がおっしゃった対人サービス付きの住宅、あるいは山田委員がおっしゃっていた居場所的なものを文章の中で、より書き込むこともあろうかと思えます。

○鈴木副委員長 まずホームレスという言葉ですが、私どもの施設に入ってくる方はホームレスの全てということではございませんで、やはり私どもの施設に入るに当たりまして福祉事務所さんが窓口になっています。ですので、福祉事務所さんのほうで私どもの施設に入って仕事ができ、ということ想定して、判断をしていただいて入ってきて、そういう意味ではホームレスの一部だというふうにお考えいただきたいと思えます。

さらに、入ってきた方が全員すぐ就労ということではなくて、私どものほうでは大体2週間ぐらい様子を見させていただいて、病院のほうへ行って稼働能力、要するに健康上どうかということを見ていただきますと、今現在、大体80%ぐらい、100人入りますと80人ぐらいの方が医学的にも仕事ができるんじゃないかという判断をいただいて求職活動に入っていくという状況です。

それで、求職活動のちょっと手前に技能講習とか体験講習というものがあります。技能講習といいますのは、例えばフォークリフトだとか防火管理者とか、仕事に有利な資格を短い期間の間にとっていただくということで進めています。これが毎年200名近く、延べですけどもいつているところですし、それから、あと体験講習と言いますのは、遊園地とか、そういった簡単な清掃を大体5日間ぐらいなんですけれども、1日何千円かをもらって、これは講習ということで賃金ではございませんが、基本的にはそういう形である程度体ならしたり、技術を習得するというようなところなんです。

ただ、この技術がそのまま仕事に結びつくかということ、若干講習の中身によっても違うんですけれども、そうした中で、まず私どもの施設には、現在ですと新宿のハローワークから3人の職業相談員さんが派遣されています。この方たちが私どもの施設の中にパソコン等、準備等をしまして、ほとんどハローワークと同じような機能を持ってやっています。登録なんかは行かなければいけないんですが、例えば会社との面接の調整だとか、そういったことは全てそこで調整ができているというふうな状況で、やはりハローワークの機能として十分果たしているかなというふうに思っています。

それから、そういったハローワークを経由して正規の職員、あるいはかなりの常用の仕事が困難なケースについては、東京ジョブステーションというのがあります。この東京ジョ

ブステーションは、職場開拓もしていますので、利用者の状況に応じた職業紹介もできま  
すし、さらにそういう職場での実際の勤務状態等の情報も把握できます。

こうしたところで私どものほうで見ていると、職種としてはやはりホワイトカラーとか  
ブルーカラーは少なくなっています。むしろ警備だとか清掃、それから最近多いのはやは  
り飲食業です。飲食関係の仕事につく方が多いです。実績的に言いますと、私どものほう  
で退所する段階、これは自立してお金を貯めてアパートへ移るケース、あるいは自分で施  
設でお世話になる必要はないから出ていくよとか、あるいは3日ぐらい帰ってこないケー  
スは無断退所と呼ぶんですが、そういうものを全部含めても退所する段階で見ると、7割  
が仕事についています。

ですので、おおむね私どもの施設へ入りますと、先ほどの80%のうちの70%は仕事に就い  
ているという状況でございます。ただ、なかなか仕事についてもその全てが先ほどから申  
し上げているように自立まで結びつかない、アパートへ移ってそこで長く地域生活をやっ  
ていけるかというとなかなかそこは難しいということと、やはり途中でそこまでのところ  
にいかない方の多くが、結構若い方が多いですね。この方たちは、なかなかアパート生活  
だとか自立した生活のイメージ、こういうふうに計画的にやるんだというところがどうも  
私の目から見るとなかなか身につけていないというところだと思うんです。

もう少し話してしまいますと、先ほど来おっしゃっていましたが、やはり彼らの生  
活歴、職歴、学歴等を考えたときに、やはりかなりこちらから、積極的に支援をしないと、  
そのあたりの我々の思いと、そういう若い方たちの思いがなかなか一致しないというところ  
は感じているところです。

以上でございます。

○岡部委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、V章、資料編について事務局、ご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 では、V章の計画の推進等についてご説明をさせていただきます。

V章は93ページと表紙がございまして、95ページ、96ページが本文になってございます。  
「計画の推進体制」につきましては、第Ⅱ期推進計画の推進体制と同様の検討の中身にな  
ってございます。「庁内体制」につきましては、「就労・医療等関係機関との協力体制づ  
くり」、また、「NPO等支援団体との連携強化」という3本の柱で提示をさせていただ  
いております。

計画の見直しのほう、96ページにつきまして複数ご意見頂戴しておりますので、いただい

ているご意見もあわせましてご説明をさせていただきたいと思っております。

第Ⅰ章でも触れさせていただきましたが、この第Ⅲ期推進計画の計画期間につきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間といたします。その中で計画の進捗状況ですとかホームレスを取り巻く状況の変化、国の基本方針、東京都の実施計画の見直しなど、そういったものを勘案いたしまして、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

また、一方でホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、この計画の根拠になっている法律でございますが、こちらの法律は公布日から起算して15年を経過した日、すなわち平成29年8月に効力を失うとされているものでございます。

また、生活困窮者自立支援法につきましては、施行後3年をめどとして内容を見直すということが規定されているものでございます。

国の基本方針では、ホームレス対策はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨・理念を踏まえつつ、新法であります生活困窮者自立支援法において実施するということになってございまして、仮にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が失効した後も、新宿区におきましては生活困窮者自立支援法のもとで所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進していきたいと考えております。

また、計画の内容につきましては、毎年度進捗状況の検証を行うなど、適切な進行管理に努めていきたいというものでございます。

こちらの表記に対しまして、まずお二方からホームレスの自立の支援、A4、1枚ずつの、素案たたき台のご意見が2項目ある方、あと3項目の方から同様のご意見を頂戴しているものでございます。

ホームレスの自立支援等に関する特別措置法の失効が予定されているが、その後、生活困窮者自立支援法にどのように移行するのかは疑問に思う、気になるところだというようなご意見でございます。

もう一方、ホチキス留めのご意見でございまして、こちらの第Ⅴ章に意見がありますよというご意見シートの方の2ページ目をご覧いただきたいと思えます。

2ページ目の下のほうです、「計画の推進等について質問なのですが」というところがございます。厚生労働省が市町村推進福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定についてという通知が出されております。第Ⅲ期推進計画は、この地域福祉計画に相当する新宿区総合計画を上位計画とする個別計画という位置づけだったと思えます。

厚生労働省の通知によれば、ホームレスのみならず、生活困窮者方策を盛り込むことを



求めています。第Ⅲ期推進計画では、ホームレス状態、見えにくいホームレス、ホームレス生活を余儀なくされるおそれがある者をみんな含めていくということではあるけれども、例えば、それ以外の住居を持つ生活困窮者等については、このホームレスの個別計画の対象ではないのではないか、そういったホームレスでない生活困窮者への計画づくり等は検討されているのですか。もしくは第Ⅲ期推進計画でそういった方たちも含むイメージですかというようなご質問を頂戴しております。

今後、生活困窮者自立支援法にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が引き継がれていく中で、そのうち役割の変化が訪れるだろうなどは思うのですが、現状ではどのような整理がなされているか、もしくは予定されているのかといったところでございます。

これら意見を含めての新宿区の計画に対する考え方についてご説明させていただきます。

最後の方のご意見にございましたように、私ども新宿区におきましては、地域福祉計画を取り込んだものが新宿区総合計画という一番大きな計画として取り組んでいるものになります。総合計画につきましては、今現在の総合計画の計画期間が平成29年度までとなっております。今後、次の総合計画をつくり込むときには、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画も取り込んだものとして総合計画が策定されていく予定でございます。

したがって、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者に対する施策ですとか、また、このホームレスに対する取組、これらのものを含めて地域福祉計画に踏み込んでいくよというような方向を見据えながら総合計画、次の総合計画の中でうたい込みつつ、さらに具現化するための実行計画等の策定に当たっては、そういったところにも第二次実行計画と同様に盛り込んでいくような手続に入っていきたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○**岡部委員長** では、この説明に対して、また、ここまでの意見全体でも結構です。ご意見いただければと思います。

素案にこれまでの皆様の意見を反映したいと考えております。また、素案は、パブリック・コメントにかけて区民等多くの方々からのご意見も公募して、その結果、事務局が整理をして素案に反映して最終案という手順を踏みたいと考えております。

回りの委員会でも最終案の確認をして、区に答申ということになります。

これまでのところでご意見いろいろ出ていたかと思いますが、いかがでしょうか。

○**岩田委員** 一般的な生活困窮者自立支援法等との関係というのは大体わかりましたけれども、生活困窮者自立支援法をどんなふうにな新宿区はスタートさせていらっしゃるんですかだけ。

○岡部委員長 事務局、お願いします。

○生活福祉課長 新宿区におきましては、生活困窮者自立支援法施行に伴いまして、平成27年の4月に専管組織、福祉部の中に生活支援担当課という組織を立ち上げました。こちらのほうでは、ホームレスの対策を所管する生活福祉課と両輪という形でございまして、経済的に困りの方、広くご相談をお受けする窓口として対応させていただいております。

また、必須事業に加えまして、地方自治体が任意に選ぶことができる事業がありますけれども、こちらにつきましては、全て新宿区は取り組むということでやらせていただいているところでございます。

なお、両輪で連携を図るためということもございまして、生活支援担当課長につきましては、生活福祉課長が兼務とさせていただいているところでございます。

○岡部委員長 よろしいでしょうか。生活困窮者自立支援法を必須事業以外にも全て進めてやっているところは極めて少ないかと思えます。新宿区は極めて積極的に行われているのではないかと考えます。

ほかにいかがでしょうか。

では、今後のスケジュールに入らせていただいてよろしいでしょうか。その後、時間があればまた皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

○増村委員 今後、本当に生活困窮者自立支援法に包括されるということですが、私は「とまりぎ」のような拠点相談所は、たとえ生活困窮者自立支援法の中においてもとても重要なポジションになっていくと思うんです。これは新宿区さんの先見の明で平成18年から始めましたが、これはぜひ全国に広めていっていただきたいほどです。ホームレスの方が区役所の扉をあけて生活保護の相談にまで行き着くまでにやっぱりすごくハードルが高くていらっしゃると思うので、そこで「とまりぎ」のような、1階からすっと入れる、そういった拠点相談所はぜひ取組からもなくさないでいただきたいと私は願っておりますので、よろしく願いいたします。

○岡部委員長 ありがとうございます。

先ほども私、途中で言いましたけれども、生活困窮者自立支援法と生活保護法とホームレスの自立の支援等に関する特別措置法。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は時限立法でそのまま継続しないのかどうかというのは、それが意味では生活困窮者自立支援法に吸収されるのか、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法という形で残った場合には、生活困窮者自立支援法で規定されたもの以外のものはホームレスの自立の

支援等に関する特別措置法でカバーできるんだというやり方をするのか、ちょっとそこは、その先を見てみないとわからないところでもあります。

それと、この意見の中で、計画の策定は、新宿区の総合計画策定の中で今回のホームレス自立支援計画ということになりますので、この点も書き込みのところをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

では、話をもとに戻らせていただきます。今後のスケジュールについて事務局、ご説明を願ひしたいと思ひます。

○生活福祉課長 では、資料11をご覧ください。

本日が第4回策定委員会になってございます。その上の東京都の実施計画公表というところが平成27年〇月となっておりますが、こちらは9月となる見込みが本日出てございます。この後、本日、皆様からご意見頂戴いたしましたものは、この後、委員長と進め方をご相談させていただきますが、委員の皆様のご意見をどのように反映して、素案のたたき台として仕上げられたのかというところを積み上げて、その上でパブリック・コメントにかけさせていただきますと思ひしております。10月15日ぐらいから約1カ月間、パブリック・コメントの期間にする予定になってございます。

その後、パブリック・コメントで区民の皆様からいただいたご意見をどのように反映したかということ踏まえながら第5回の策定委員会を12月に開催したいと思ひしております。そこで皆様にご確認いただきまして答申の整理をしていただきまして、新宿区長に答申をいただきたいと思ひしております。

答申をいただきましたら、区のほうで手続をさせていただきますして、年明け、1月には第Ⅲ期の推進計画の決定・施行という流れでまいりたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○岡部委員長 今後のスケジュールをお示ししていただきました。直近でいきますとパブコメにこの素案を出すということになります。これから、大きくは2回、私たちのほうで検討することができるかと思うんです。

1つは、今日ご意見いただいた点について、よろしければ事務局と正副の委員長で今日の意見を反映させたものを作らせていただき、それを皆様に一度見ていただいて、それで修正をさせていただいたものをパブリック・コメントにかけさせていただきます。パブリック・コメントで区民の方々からのご意見をいただいて、それをもとにして、皆様に事前に提示させていただきます、最終的には委員会の中で決定するということになります。本日の意見

をできるだけ反映したいと思います。

それでは、パブコメの前後にまたご検討いただいて、それを最終（案）として12月の委員会にかけたいと思います。

その手順で行います。最後になりましたけれども、全体を通してご意見があれば、おっしゃってください。また、私が先ほどご意見をストップさせていただいた方針3つ挙げましたけれども、ここは何を基軸にというので年齢であるとか、あるいは生活であるとか、住宅であるとか、労働とか、1つの指標になることがあったかと思います。私のほうとしては一番、現行案に近い形で若干の修文をして本文中に直させていただく。

このタイプから新たに追加するとか、削除するということまで幅があるかと思いますが、このあたりのところで何かご意見あれば、大幅なというのはなかなか時間的制約があり難しいとありますが、委員長としては原案を踏襲しながら、本文の中にそれを入れられればというふうに考えたいと思っています。

どうぞ。

○**笠井委員** それでいいと思います。タイプ1、2、3が妥当かどうかはともかくとして、それでやってきてこれからもやっていく。ポイントとして高齢化と長期化、最後の再路上化、リピーター問題ということもありますから、それに対してどう対応するのかというのが今後の課題というようなところでまとめるのか。これを最初からやり直すとそもそもの一仕事からやらなきゃならないので、こんな感じでよろしいんじゃないですかね。

○**岡部委員長** ありがとうございます。

どうぞ。

○**岩田委員** 私も同じような意見なんですけれども、この73ページの8つの基本施策はこれでいいんじゃないかと思うんです。

やっぱりタイプ分けというところとちょっとそごがあるので、あんまりタイプ分けを前面に出さずに、もちろん課題としては言ったほうがいいと思うんですけれども、特に2が入るので、今回1と2のところ個別ケースは個別ケースとして対応しなきゃならない。個別的な課題は当然ありますからタイプにどんどん割り振れないと思うんですけれども、おおむね今までの「とまりぎ」の経験や何か、あるいは新宿福祉の経験なんかからいってどういふ点がポイントかというようなことはむしろ内部的な、だからこの計画では相談やアセスメントにおいてタイプをある程度合意をしながら、しかし、個別ケースごとに丁寧に判断していくということぐらいを書いておけばいいんじゃないか。

○岡部委員長 そこを書かないといけませんね。その記述を今、岩田委員がおっしゃられたこと。

それと、山田委員から出た見えないホームレス、先生と私のほうで簡単な後ろのほうの。

○岩田委員 生活困窮者自立支援法を真面目にやれば、そういう層がつかまえられなきゃいけないんですよ。でも、座っていたらそんな人たちは来ないので、新宿は行くところいっぱいありますので。例えば家に帰れない女性が来るわけじゃないですね、行政の窓口なんて来るわけじゃない。もっと誘惑がいろいろいっぱいありますから。いろいろ困っているような問題を抱えたときに誰かが連れてくるとか、病院で発見されるとか、そういうことになると思うんですけども、ですから相談体制をどういうふうに広げていけるか、いろんな相談機関が、保健所とか病院とか、そういうところがこういう問題を共有できるかということに専らかかっている。見えないというのは一つはさっきちょっとお話しありましたように、ある程度ホームレスがいられないような管理されたまちになっていますので、特に公園なんかは東京都内にはあんまり発見できない。新宿区の場合、路上になりますね。路上の場合は流動している。

今回、豊島区、渋谷区のほうが多かったんでしょうかね。だけど、それは新宿に来ないとは限らないわけで、行ったり来たり当然しているということが1つと、もう1つは屋根のある場所等を行ったり来たり、若い人は野宿経験は非常に少ないんですね。高齢になるとお金がなくなりますので路上にいるしかない、あるいは路上の仕事で生きていくということになりますけれども、若い人の場合は、何かちょっとしたアルバイトとか友達、同じような友達ですけれども、転がり込むというような行ったり来たりになりますけれども、そういう人たちは福祉行政の窓口には本当は来なきゃいけないんだけど一番遠い人なんですね。

だから、生活困窮者自立支援法が言っているような機能が果たせるかどうかというのがすごく大きな問題で、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に何を期待しているかということ、多分資源ですね。ノウハウと資源、住宅・家賃ですね、だから宿泊所は壊さないでほしいというような感じなんですよ。それは絶対減らさないほうがいいと思うんです。やっぱり東京23区なり新宿なりの判断というのをしておいたほうがいいんじゃないか、こういうのはホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が失効しても残して、生活困窮者自立支援法なり生活保護なりの広報施設として持っていく。何かあるいは社会福祉法の第二種社会福祉事業として持っているとか、何かそれは必要だろうと思います。

それから、ちょっと余計なことですけれども、ホームレス問題がずっと新宿なんかもちろんあったわけですが、90年代の初頭にわっと出てきた最初のホームレスたちは同じ年齢でも多くは建設日雇いの経験を持っていますので、例えば今のような建設ブームみたいになってくると、もしも50代だったらすぐに吸収されたかもしれない。その後、年齢は変わらないんですけれども世代は交代しているわけですね。新たな世代は必ずしもそういう経験ありませんので、怖くてそんなところ行けないわけですね。結局一番有力なのはさっきおっしゃった清掃等のサービス産業であるというようなこと。世代も産業構造も大きく変わっているということを支援者が理解しないと、我々もそうなんですけれども、なかなかうまくいかないかなと思います。

○岡部委員長 ありがとうございます。

時間が所定の時間に、3時半に終わろうかと思っていたんですけれども、所定の時間になってきました。活発な議論をいただきましてありがとうございます。もっと議論をしなければいけないことがあるかと思っておりますけれども、これで本日の第4回の委員会を閉会したいと思います。

次回、12月18日金曜日、午後2時から4時までを予定しております。手帳に書き込んでいただければと思います。年末お忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。パブコメ後の経過について皆さんにお知らせしまして、それで最終案を固めたいというふうに思っております。

長時間ご審議ありがとうございました。

また、先ほど正副の委員長、事務局に一任をしていただいて、今日のご意見をできるだけ反映した形で案を作成させていただいて皆さんにお送りください。期限がありますので、よろしく願いいたします。

ご協力よろしく願いいたします。

鈴木副委員長、これから自立支援センターの見学を行うことについて。

○鈴木副委員長 それでは、私どもの新宿寮を今日見学を予定されている方、この会終わりましたら私に、外のほうで待機しておりますので声かけをいただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○岡部委員長 ありがとうございます。

では、事務局のほうにお返しします。

○生活福祉課長 本日はいろいろご意見いただきまして誠にありがとうございました。

貴重なご意見いただきましたので、何とか委員長、副委員長の力をいただきまして皆様のご意見を反映した素案のほうの取りまとめに着手したいと思います。

ありがとうございました。

○岡部委員長 ありがとうございました。

午後 3 時 30 分閉会